



屋外広告物を適切に 設置・管理しましょう

9月1日から10日までは「屋外広告物適正化旬間」です。
屋外広告物の設置や管理について、正しいルールを知っておきましょう。

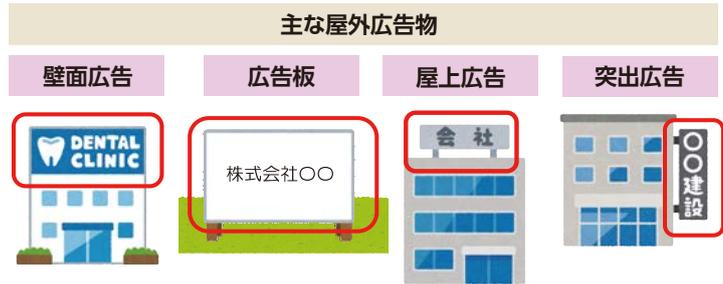


屋外広告物の設置には許可申請が必要です

会社や店舗の外に設置する看板を屋外広告物といいます。屋外広告物は、まちの景観ににぎわいを与える一方で、過剰に設置すれば景観を損ねることもあります。

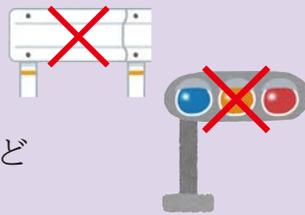
自己の店舗名や事務所名、営業内容を表示する広告物を設置する場合は、三重県屋外広告物条例で定める許可申請が必要です。

わたしたちのまちを安全で住みよいまちにしていくためにも、屋外広告物の大きさや高さ、点検などについてのルールを守りましょう。



屋外広告物が設置できないもの

- 信号機
- 道路標識
- 道路の分離帯
- ガードレール
- 歩道柵
- 橋りょう
- 歩道橋
- トンネル
- 街路樹 など



禁止区域

原則、屋外広告物の設置が認められない区域として「禁止区域」を定めています。
この区域内では、自家用広告物や道標など、限られた広告物の設置のみ許可します。

屋外広告物は適切に管理を

全国的に屋外広告物の落下や倒壊による事故が発生しています。

屋外にある広告物は、時間の経過とともに劣化し、部材の腐食、ゆるみ、亀裂などが発生し、危険な状態になっている場合があります。事故が起こると人身に危険が及び、取り返しのつかない状況を招くことがあります。

広告物の設置者や管理者は、定期的な点検や修繕などを行い、適切に管理しましょう。



▲支柱基礎部の腐食

詳しくは、市ホームページ(<https://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/keikan/index3.html>)をご覧ください。都市計画課へお問い合わせください。

